

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

社長の気持ち...!

今年もまた、ランドマークタワーで開かれたお客様のK社の新年会にお邪魔させていただきました。例年は取引都銀の支店長が乾杯のご挨拶をされるのですが、所用のため、急遽私が簡単なご挨拶と乾杯の音頭をとらせていただきました。独立した翌年、K社が管理を任されていた月極駐車場の契約に伺ったご縁で、もう約29年のお付き合いになります。契約に伺うと、「あら、若い税理士さんね」と社長の秘書さんに言われて、いきなり副社長に面談させていただき、色々話を聞かれました（今、考えれば面接だったのでしょう（笑））。そして後日連絡があり顧問契約をしていただきました。

その頃はまだ年商10億円程度の会社でしたが、今では年商70億、自己資本率60%超の私ども事務所のお客様の中でもメインの超優良企業に成長されました。数年前に会長に退かれた創業者のT社長には創業から一代でここまでの優良会社を創られた経営者の手本としてたくさんのお話を教えていただきました。お会いした頃はまだ50代で非常に厳しく身体中からパワーが満ち溢れたような方で、銀行から何人も受け入れている役員にも最初から厳しく会社の理念（イズム）を叩き込み、そんな会長のイズムに惚れた人たちが今は後継者として会社を引き継いでいます。私も若い頃に何度か怒鳴られた思い出があります（笑）

あるとき会社に伺うと、朝からとても上機嫌でニコニコ顔。いつも怒鳴られている厳しい顔の印象が強かったので驚いていると、「決算が良かったので今日は特別賞与を出すんだよ。社員には内緒だからみんなきっと喜ぶぞ〜。社員の喜ぶ顔を観るのは本当に幸せだよ」と満面の笑みで話されました。社員に厳しく経費管理や売上計画にもとても厳しい方なのに社員に賞与を払うのがそんなに嬉しいんだ?... 世の中の社長というイメージは「売上を上げて、給与は少なくして儲けることが優先」のように言われますが、それは間違っているんだ... と、まだまだ経営者としては未熟で創業間もなかった私は改めて“社長の気持ち”を教えていただいたのを覚えています。

私どもTEAMyoko-soも平成26年から30年までの第6次中期5ヶ年計画で「拡大・地域一番」を目指して設備投資や人員増員を目指してきましたが、ほぼ計画通りの規模に近づいたことを期に最終年の昨年は増員人件費予算を抑えてパート・社員、平均8%のベースアップに振り向け、今年の正月には予算はショートしたものの皆の努力に感謝するために金一封を出すことにしました。

それを決めた時、山本と顔を見合わせて「なんだか嬉しいね〜。例え数百万円でも金一封が出せる会社になってよかったね〜」と笑って話しました。自分たちの報酬は据え置き（私は減額です（笑））でも、自己満足だと言われても、やっぱり嬉しくて自然に笑いがこぼれます。社員同士の感謝は言葉で伝えるものかもしれませんが、経営者の感謝は給与や待遇でも伝えなければならないのが組織です。

そして、20年以上前の会長の笑顔を思い出しました... やっぱり一緒に戦ってくれる社員の笑顔が経営者の一番の幸せなのかも知れませんね（笑）今年も会長から「泉君も良く頑張ったね。あの頃は職員も2〜3人だったから数十倍になったんだね」とお褒めの言葉をいただきました。バブル崩壊後の厳しい時代を共に戦ってきたからこそその同士としてのお言葉だったと思います。

「人生は出会いで決まる」... とは私の座右の銘ですが、たくさんの素敵な経営者の皆様との出会いにより育てられてきました。心から感謝します。幸せをありがとうございます。

◆仮想通貨と確定申告

2009年に誕生したビットコインから始まった仮想通貨は、瞬く間に定着し、いまや世界に種類以上が存在するといわれています。日本でも取り扱い業者が増え、一般の方でも仮想通貨の取引をされている方が多いのではないのでしょうか。

仮想通貨を購入し、所有したままでは何も課税されませんが、売却して多額の利益が出た場合は確定申告をする必要があります。売却だけではなく、仮想通貨で商品を購入した場合や、仮想通貨同士の交換を行った場合にも、手元に1円も入ってこないにもかかわらず、利益が出て確定申告をする必要が生じることがあるので注意が必要です。今回は、個人の仮想通貨取引の課税関係についてご説明します。

●仮想通貨取引で得た所得の計算について

仮想通貨で買い物をした場合と、交換をした場合の、所得計算についてご説明します。

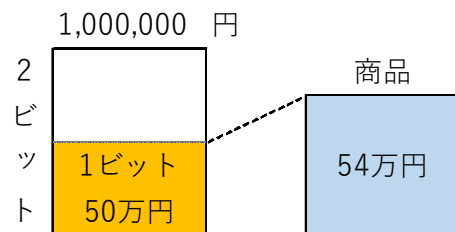
前提：1,000,000円で2ビットコインを購入した。(1ビットコイン=500,000円)

(1)仮想通貨で商品を購入した場合

540,000円の商品を購入するために1ビットコインを使用した。

所得金額の計算

540,000円	－	500,000円	=	40,000円
商品の値段		1ビットの取得価額		所得金額(利益)



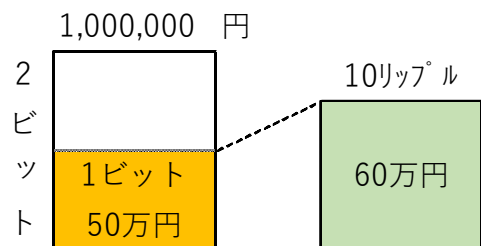
元手50万円で54万円の商品を得られたので、差額4万円が利益となります。

(2)仮想通貨同士の交換を行った場合

10リップルを購入するために1ビットコインを使用した。
取引時のレートは、1リップル=60,000円である。

所得金額の計算

600,000円	－	500,000円	=	100,000円
10リップルの値段		1ビットの取得価額		所得金額(利益)



元手50万円で60万円相当のリップルを得られたので、差額10万円が利益となります。

※仮想通貨の交換の場合、交換で手に入れる仮想通貨の交換時のレートがいくらなのかが重要になります。

●仮想通貨取引で損失が出た場合どうなる?

仮想通貨取引により生じた利益は、所得税法上は「雑所得」という区分に分類されます。雑所得は、事業所得や不動産所得と違い、他の所得と損益を相殺することができません。つまり、仮想通貨取引で生じた損失は、他の所得での利益と相殺することなく切り捨てられてしまいます。

国税庁では、仮想通貨の計算書(excel)を提供しています。入力するだけで所得がいくらか計算することができますので、仮想通貨の取引をされている方は使用されてみてはいかがでしょうか。

【国税庁 URL】 <https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

★ 悩める消費税改正第1弾！

消費税率10%への引き上げが10月に予定されています。住宅購入を考える人は影響額も大きいだけに引き上げが気になっていることでしょう。政府は増税対策として、住宅取得に手厚い支援策を準備しています。年収や世帯構成などによっては、増税後に購入する方が有利なケースもあります。

今月は消費税増税に関する住宅購入の損得をレポートします。

● 消費税増税、住宅購入の損得

政府の支援策の目玉は住宅ローン減税の延長です。現行制度では住宅購入後10年間、年末の借入残高の1%（年間最大40万円）が、所得税などから控除されます。支援策では、10%の消費税がかかる住宅を購入し、10月から2020年末までに居住する人を対象として控除期間が13年間に延長されます。

延長される11～13年目には①年末ローン残高の1%②建物価格の2%を3等分した額のどちらから低い方が控除されます。住宅の土地部分にはそもそも消費税がかからないので対象となりません。

つまり消費税がかかる建物価格について、増税分の2%を3年間で還付する仕組みといえます。

ただし、借入残高が少ない人やローンの返済期間が短い人は、11～13年目の控除額がローン残高の1%になる可能性が高く、増税分が全額控除されるとは限りません。

● 給付金対象広がる

住宅購入後に受け取れる「すまい給付金」も拡充されます。給付対象者（住宅ローン利用時）の年収の目安の上限が510万円から775万円に引き上げられ、給付額の上限も30万円から50万円に引き上げられ、2021年末まで実施される予定です。

収入はあくまで目安で、厳密には「都道府県民税の所得割」で決まります。同じ収入でも配偶者や子どもなど、扶養控除の対象者が何人いるかによって給付額が変わる可能性があります。

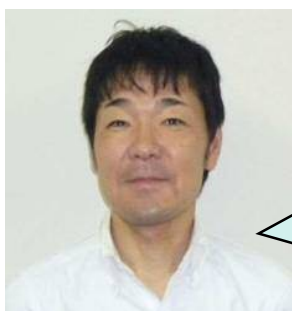
正確な額を知りたい場合は、市区町村で入手できる個人住民税の「課税証明書」などで確認する必要があります。国土交通省のサイト「すまい給付金」でもシミュレーションすることができます。

これらの支援策によって、増税後に住宅を購入する方が有利になるケースがあります。理由は増税分の負担増が住宅ローン減税延長で相殺され、さらに「すまい給付金」を受け取ることができる対象が増えるからです。

● 物件の見極めが重要

このほか、住宅取得資金の非課税贈与枠を最大3,000万円まで拡充したり、住宅関連のポイント制度を新設したりする方針も示されています。増税前に慌てて住宅を購入する必要性はかなり薄れたといえるかもしれません。

しかし、支援策にも注意点もあります。減税期間の延長で消費増税分が戻りますが、10年以上先の話です。フルに減税分を受けるには13年かかるため、途中で所得が減って税額控除の恩恵が薄れたり、住宅を手放したりする可能性も少なくありません。すまい給付金についても、収入以外に取得物件にも条件があり、中古物件は売主が個人なら全て対象外、新築でも「瑕疵担保保険」への加入などが必要となります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

過去の消費増税前後には、駆け込みと反動により住宅価格自体が乱高下した例もあります。増税前後の損得を考える際には、住宅価格自体が適正な水準かどうかを見極めることが大切です。

増税までまだ8ヶ月以上あります。慌てずじっくりご検討下さい。

今月の yoko-so



今年もあっという間に1ヶ月が経過し気づけばもう2月に入っていました(笑) yoko-soでは今年も会計事務所の年一イベント「確定申告」が開始致しました!今は体調崩せません!

確定申告 開始!!



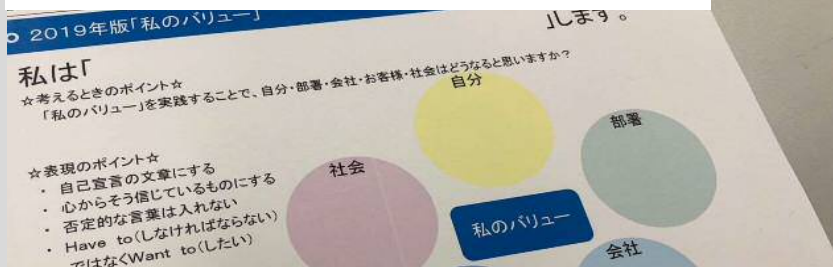
ハッピーシェア&ディスカッション



1ヶ月が経過し今年も残り11か月となりました(流石にカウントダウンには早すぎるでしょうか?笑)今年も会計事務所の年明け最大のイベント「確定申告」が幕を開けました!普段月次や決算業務を担ってくれているTeam業務支援だけでなく、お客様窓口のTeam財務支援やマネジメントやTeam税務支援も含めた事務所全員が一丸となってここから3月の締め切りまでバリバリと申告書を作っていきます!この1か月間はまさに「戦場」となること必至です!

2月は月初の全体ミーティングでは、事務所内での幸せ共有の場「ハッピーシェア」をまた新たな形で実施してみたり、月初ミーティング後はだいぶお馴染みとなりましたシャッフルランチ(あいにくの雨でしたがみんな結構色々な場所へ繰り出していた様です。中華は少し飽きたかな?)、そして午後から理念研修という事で事務所のクレド委員会によるyoko-soクレド改定の集大成「新クレド」のバリューお披露目&ディスカッションという事でかなりてんこ盛りな午後のタイムスケジュールとなりました。ハッピーシェアでは今まで各人が手を挙げてそれぞれ発表をしていくスタンダードな形式でしたが、今回は試験的に事務所メンバーを数人ずつグループ分けをして各グループの中で「ハッピー」を共有、そしてそこで感じた事をフィードバックしてもらうという形でよりどっぷり他の人の「心の琴線」に触れる時間となりました。新クレドのバリューお披露目&ディスカッションについては、みんな色々面白い意見が飛び交っていました。「やっと今のクレドバリューが自分のものになってきたとこだったのに」など、今のクレドへの愛情が強く、少し複雑な心境でした。

二代目クレドバリュー&「私のバリュー」



次号予告・編集後記

2月はまだ急に雪が降ったり、暖くなったり、気候の変化が激しいですね。お体にお気をつけて、元気に過ごしましょう。それではまた来月!

今月の一言…“良薬は口に苦し”

熱狂せよ！努力は熱中に勝てない！

(幻冬舎編集者 箕輪厚介)

「大半の仕事をロボットがやるようになれば人間は人間しかできないことをするしかない。合理性から逸脱した偏愛。すべてを失ってでも没頭する熱狂。ロジックや計算では計れないものごとに価値が生まれる。努力は夢中に勝てない！」… ホント、その通りだ！！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 3 0)

★ 先月、飲食業界の展示会に若いメンバーと池袋サンシャインシティに視察に行ってきました。商材や機械器具の展示から食材やメニュー、接客に関するセミナーの数々。そして関連業種250社にも及ぶ出展社、溢れ返る約35,000人の来場者。久しぶりに熱気溢れる展示会でした。飲食業界が今、何を求めているのか。何にお困りなのかを肌で感じることができました。会場には我々の考えを根底から変える様な出会いもありました。この経験を明日から実務に生かして参りたいと思います。 (NISHIO)

★ お客様の新年会で「寿満亀」という日本酒を頂きました。翌日、房総の温泉に向かう途中、偶然にも酒蔵を発見し、寄り道すると、熱心にお酒の説明をされる白髪の方が。「昨日、ここのお酒を頂いたんですよ～」と話しかけると「どうだった？」「香り華やかでビックリしました」とお答えすると、そこから約1時間、お酒の特徴、職人の確保などのお話、最後は冷蔵庫まで見学させて頂きました。そして最後に「あっ、そうそう」と渡された名刺はなんと！代表取締役でした。熱い思いのこもったお酒、大切にします。(YAMAMOTO)

★ 早くも2019年1/12が経過しました！TEAMとしてはご相談案件も増え上々の滑り出しですが、インフルエンザ等で体調不良のメンバーも出て、忙しい日々です。数年ぶりに中期計画を見直しに来社頂いた社長と実績を検証すると、目標を1年前倒しで達成し5年前に比べると売上規模も2倍に！社長にとっては通過点ですが、改めてビジョンを明確にすることの大切さを感じます。事業を通して、社会的課題を解決するプロセスを【ビジョン】として会社に浸透するお手伝い。楽しい時間に感謝です！ (TOCHIKURA)

★ 特別な用事のない週末は出来る限り家内と原村の自宅に戻り金曜日の夜から日曜日の昼までを過します。夏は「焚き火」冬は「薪ストーブ」と森では必ず火を焚きます。そう、私は自他共に認める「焚き火偏執狂」なのです(笑) ストーブに薪をくべる時… 一本ではいくら火種を強くしても火はつきません。二本だと強い火種を挟んで隙間を空ければなんとか火がつきます。でも二本の薪と火種を囲むように三本目を載せると簡単に火が点き、あとは適当に薪を積上げて火勢は上がります… いつも「人と同じだな～」と思います。新しい事業を立ち上げるときには担当者一人がどんなに頑張っても仕事は立ち上がりません。二人にするとその二人の距離感によって立ち上がることも立ち消えることもあります。でも、焚きつけた熱い気



持ちを囲むように三人を配置するとほぼ確実に立ち上がります。ある仕事の立上げで二人を配置したら二人の関係性が作れず何年かけても立ち上がりません。そこで各人の性格や関係性の効果を計算して一度に四人に増員したら予想通り組織が動き始めました。自然ってスゴいな～と感じます。自然から教えられることは無限です。そして、私たち「人」も「人という名の自然なんだ」と感じますね。 (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時 : 2019年3月13日(水)27(水) / 10時~18時半

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第98回「働き方改革～思考を解き放つ働き方の構築～」

講師 : (株)スノーピークビジネスソリューションズ 取締役 藤本 洋介

日時 : 2019年3月14日(木) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります